○佐久市・北佐久郡環境施設組合公告式条例

平成26年10月１日条例第２号

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条第４項及び第５項の規定に基づく佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）の公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第２条　条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

２　条例の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

（１）　組合事務所前掲示場

（２）　佐久市役所前掲示場

（３）　軽井沢町役場前掲示場

（４）　立科町役場前掲示場

（５）　御代田町役場前掲示場

（規則に関する準用）

第３条　前条の規定は、規則に準用する。

２　前条の規定は、議会その他の組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。ただし、同条第１項中「組合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

（規程の公表）

第４条　規則を除くほか、組合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して、組合長印を押さなければならない。

２　前項の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。ただし、同項中「組合長名」とあるのは「当該機関名」、「組合長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

３　第２条第２項の規定は、前２項の規定に準用する。

（施行期日の特例）

第５条　規則若しくは規程又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。